

事業概要説明資料

担当課名	税務課	予算科目	総務費	整理番号	2	
担当室・係名	賦課徴収係	事業名	納税組合運営費補助金	款	項	目
事業開始年度	平成15年度 (旧大栄町・旧北条町)			2	2	2
根拠法令	・北栄町補助金等交付規則 ・北栄町納税貯蓄組合運営費補助金交付要綱 ・納税貯蓄組合法					
実施方法	直接実施 該当箇所を にしてください。 業務委託 (委託先:) 補助金 (補助先: 納税貯蓄組合(146組合)) 貸付 (貸付先:) その他 ()					
事業概要等						
事業対象者	納税貯蓄組合組合員					
事業目的及び事業概要			手段・手法			
町税の納期内納付の促進、納税知識の普及、納税思想の向上等を自主的に行うことを目的とし、組合に対して、一世帯当たり3,000円を限度として補助金を交付するもの。 合併前の交付基準(一世帯当たり) 旧大栄町(基準額:3,000円、80%以上) ・納期限内に完納した組合は、基準額の100%(3,000円) ・納期限内に納付すべき額の基準額の80%以上を納付した組合は、基準額の90%(2,700円) 旧北条町(基準額:納付した町税の額、90%以上) ・納期限内に納付した町税の額の3%・2%・1%			交付基準(一世帯当たり) 組合の組合員が、納期限内に納付した町税(4税)の納付率によるものとする。 ・各納期限内に完納した組合にあっては、基準額の100%(3,000円) ・各納期限内に納付すべき額の80%以上を納付した組合にあっては、基準額の90%(2,700円) ・各納期限内に納付すべき額の80%未満の組合にあっては、2,000円。 上記交付基準は、合併後の平成18年4月1日か施行。			
平成21年度			人件費			
コスト	事業費	6,070 千円	}	職員従事日数	5日/260日(6,689千円/人)	
	人件費計	129 千円		臨職従事日数	日/250日(1,800千円/人)	
	総計	6,199 千円		従事職員数	(正規)0.0人 (臨時)0.0人	
事業費 (財源内訳) (千円) コストの人件費を除く。	年度	総額	一般財源	国県支出金	地方債	その他
	H19(決算)	5,503	5,503	別途、国保会計より3,669千円支出。合計9,172千円		
	H20(決算)	5,847	5,847	別途、国保会計より3,898千円支出。合計9,745千円		
	H21(予算)	6,070	6,070	別途、国保会計より4,047千円予算。合計10,117千円		
事業費内訳	・負担金補助及び交付金 6,070千円(納税組合運営費補助金、146組合) 別途、役務費 11千円(納税組合長宛通知郵送料)					
事業実績 (ニーズの充足状況、定量的目的目標の達成状況を含む)	【平成20年度納税貯蓄組合運営費補助金実績】 ・基準額3,000円(100%):476戸×36組合=1,428,000円 ・基準額2,700円(80%~100%未満):2,970戸×103組合=8,019,000円 ・基準額2,000円(80%未満):149戸×8組合=298,000円 計 9,745千円					
特記事項	納税組合補助金の見直し(納税組合内口座振替普及率:77.7%。適正な事務補助金の設定。平成21年9月1日に納税貯蓄組合連合会三役会で見直し検討会開催。今後、理事会で検討予定					